

代金取立小切手等取扱規定

1. (取立銀行の選定、小切手等の送付、取立の方法)

取立のために利用する当行の他の店舗または他行（両者あわせて、以下「取立銀行」と称します）の選定ならびに小切手等の送付および取立の方法は、当行に一任されたものとします。

2. (小切手等の真正・有効性の担保)

小切手等およびこれになされた裏書等が真正かつ有効であることについては当行には何ら義務も責任もなく、小切手等およびこれになされた裏書等に偽造、変造その他の瑕疵があることによって生じた損害は、すべて貴殿のご負担とします。

3. (手数料・費用、代り金支払方法)

当行および取立銀行の取立に関する手数料および費用は、貴殿にご負担いただきます。なお、貴殿のご依頼に基くと否とにかかわらず、取立の経過照会を行った場合には、その照会のために要した手数料および費用についても同様とします。また、代り金は、所定の手数料及び諸実費差引きの上、貴殿ご指定の口座に入金するとともに、直ちにこの旨ご通知申し上げます。

4. (支払、不渡通知および拒絶証書の取扱い)

- (1) 支払通知および不渡通知の方法に関して、取立依頼書により特に指示のない場合には、当行が適当と認める方法により取扱わさせていただきます。
- (2) 取立依頼書に支払拒絶証書作成の明確な指示がない場合は、当行はすべてその手続を免除されたものとします。
- (3) 取立依頼書に拒絶証書作成の明確な指示がある場合であっても、以下の各号に掲げる場合には、当行は責任を負いません。
 - ア. 当行が取立銀行に同様の指図をしたにもかかわらず、拒絶証書が作成されなかった場合。
 - イ. 小切手等の支払他の法令、規則、慣習その他の理由により拒絶証書の作成その他の法的手段がとれない場合。

5. (預り証)

取立代金を当行にある貴殿ご指定の預金口座へ入金するご指示のある場合には、取立代金入金後は、預り証は無効とします。

6. (取立代金の償還)

当行が取立代金を貴殿へお支払いした後に、取立ご依頼の小切手等の不渡り、偽造・変造等の瑕疵、外国の法令・慣習その他何らかの理由により取立銀行からの当行に対する取立代金の支払が解消され、または取消されたことが判明したときは、貴殿にお支払いした取立代金は、小切手の返還を待たず直ちに当行所定の料率による付帯の利息および費用とともにお支払いいただきます。この場合に適用する為替相場は、お支払いただく時の当行直物電信売相場とします。

7. (小切手等の返却)

- (1) 不渡等の理由により当行が返還する小切手等がある場合には、その小切手等は当行の取扱店舗における返却その他の当行が指定する方法により返却するものとします。
- (2) 支払地の法令、規則、慣習その他何らかの事由により小切手等の取戻しができないと認められる場合には、当行に小切手等の返還義務はないものとし、このことから生じる損害については、当行に責任はないものとします。

8. (免責)

当行は以下の損害について、責任を負いません。

- (1) 小切手等の輸送中の紛失、損傷、延着等の事故によって生じた損害。
- (2) 取立銀行の責に帰すべき事由によって生じた損害。
- (3) 取立銀行の営業停止、支払不能、もしくは破産および支払地の法令その他の事情により、取立代金の回収不能、延着、為替変動、その他やむを得ない事情により生じた損害。
- (4) 不可抗力その他当行の責に帰すべき事由以外の事由により生じた損害。

9. (譲渡・質入れの禁止)

本取立の委託に基く依頼人の権利は譲渡または質入れすることはできません。

10. (取立統一規則等)

この規定に定めない事項については、国際商業会議所制定の取立統一規則（1995年規則またはその後に改正があれば改正規則）に従って取扱うものとします。

11. (規定の変更)

- (1) この規定の各条項その他の条件は、金融情勢の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、当行ウェブサイトへの掲載による公表その他相当の方法で周知することにより、変更できるものとします。
- (2) 前項の変更は、公表等の際に定める適用開始日から適用されるものとします。

12. (反社会的勢力の排除)

- (1) 貴殿は、現在、次の各号のいずれにも該当しないことを表明し、かつ将来にわたっても該当しないことを確約するものとします。
 - ア. 暴力団
 - イ. 暴力団員
 - ウ. 暴力団準構成員
 - エ. 暴力団関係企業
 - オ. 総会屋、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団
 - カ. その他前各号に準ずるもの
- (2) 貴殿は当行に対し、自らまたは第三者を利用して次の各号に該当する行為を行わないことを確約するものとします。
 - ア. 暴力的な要求行為
 - イ. 法的な責任を超えた不当な要求行為
 - ウ. 取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為
 - エ. 風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて当行の信用を毀損し、または当行の業務を妨害する行為
 - オ. その他前各号に準ずる行為
- (3) 当行が貴殿より小切手等の取立を受けた場合、貴殿が第1項各号のいずれかに該当し、もしくは前項各号のいずれかに該当する行為をし、または第1項の規定について虚偽の申告をしたことが判明し、貴殿との取引を継続することが不適切である場合には、当行から小切手等取立手続を中止し、契約の解除ができるものとします。この場合、解除によって生じた損害について当行は責任を負いません。

以上